

意見書案第7号

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和2年12月23日

羽曳野市議会

議長 松井康夫 殿

提出者

羽曳野市議会議員

笹井喜世子

金銅宏親

笠原由美子

竹本真琴

黒川実

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書

再審は、無実の人が救済される最後の砦である。えん罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものであるが、後を絶たない。

2010年（平成22年）の足利事件に始まり、布川事件、東京電力女性社員殺害事件から2016年（平成28年）の東住吉事件に至るまで、無期懲役という重罰事件に対する再審無罪が続いた。

しかし、これらの事件で再審開始が認められ無罪となる過程では、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、開示しないことが大きな壁となっていた。通常の刑事事件の裁判では、公判前整理手続を通じて、一定の要件の下で証拠開示が制度化されたが、再審における証拠開示には一切ルールがない。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等の原則さえも踏みにじられている。

また、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることも大きな壁となっている。公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らう不服申立てには、法的制限を加える必要がある。

現行の刑事訴訟法の再審規定のルーツである職権主義のドイツでも、50年以上前に再審開始決定に対する検察による不服申立てを禁止している。また、証拠開示については、2016年（平成28年）の改正刑事訴訟法の附則において、政府に対し、法律の公布後、必要に応じ、速やかに再審請求審における証拠の開示について検討を行うよう求めている。

よって、政府及び国会に対し、えん罪被害者を迅速に救済するため、下記のとおり刑事訴訟法の再審規定を改正するよう強く求める。

記

1. 再審における検察の手持ち証拠の全面開示を法制化すること。
2. 再審開始決定に対する検察による不服申立てに法的制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月23日

大阪府羽曳野市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

各宛